

令和2年4月8日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴う 保育施設の臨時休園について（令和2年4月8日）

日頃から杉並区の保育行政に、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨日の国の緊急事態宣言を受けて、杉並区では感染拡大防止のため、以下の保育施設については原則臨時休園とすることを決定しましたのでお知らせします。ただし、医療関係や警察・消防等の公務員のほか、食料品店・金融など社会の機能を維持するためなどの理由で勤務を余儀なくされており、ご家庭での保育が特に困難な方については、保育を実施します。

なお、これらの対応については、東京都が発する緊急事態措置や今後の都内における感染状況等に応じて変更する場合があります、その際には改めてご連絡いたします。

記

1 対象保育施設

認可保育所、地域型保育事業所（小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問）、杉並区保育室、区定期利用、区立子供園（長時間保育）、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、グループ保育室

2 臨時休園する期間

令和2年4月9日（木曜日）から5月6日（水曜日）まで

ただし、上記の理由で勤務を余儀なくされている方は、在園の保育所等に申し出てください。その際に、必要に応じて事業主様に確認を取らせていただきますのでご了解ください。

緊急事態宣言は感染拡大防止のために発令されたものですので、育休中の方や在宅勤務の方は、ご家庭での保育をお願いします。

3 保育料について

期間中における保育の利用日数に合わせて、月額保育料を減額又は免除します。なお、利用日数は各保育施設に確認するため、減額等の手続きは必要ありません（延長保育料は、減額又は免除の対象外です。）

【問い合わせ先】

子ども家庭部保育課 03（3312）2111（代表）
臨時休園に関すること 管理係
保育料、入園の相談に関すること 保育相談係